

福祉施設の整備が可能な物件の情報を御提供ください。

墨田区では、「暮らし続けたいまち」を実現するため、「子ども・子育て支援が徹底整備されたまちづくり」「誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり」の一環として、子育て施設及び高齢者支援施設の整備促進を図っています。

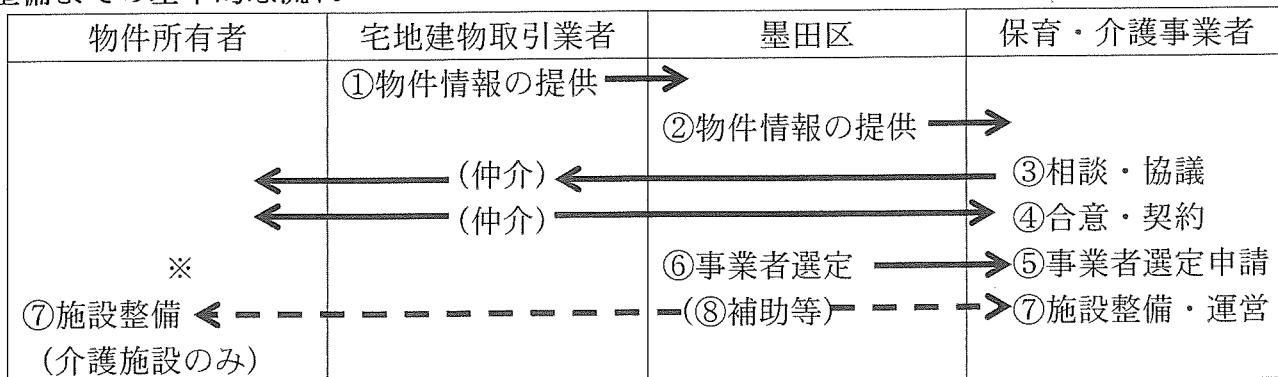
子育て・高齢者支援施設の整備が可能な物件がありましたら、墨田区への情報提供をお願いします。

整備対象施設

種類	概要
認可保育所	定員60～100人の保育園です。 区の公募選定を受けた保育事業者が、整備・運営します。
認知症高齢者グループホーム	認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護を受けることができる施設です。
小規模多機能型居宅介護施設	介護が必要となった高齢者が、住み慣れた家・地域での生活を継続することができるよう、利用者の必要に応じて、「通い」を中心に「泊まり」「訪問」の3サービスを組み合わせて受けることのできる施設です。

※ 施設ごとに、整備可能な物件の条件があります。裏面をご覧ください。

整備までの基本的な流れ



①候補物件の情報を記載した情報連絡票を区に送付

②確認後、区から保育・介護事業者に情報提供

③保育・介護事業者から御連絡先の宅地建物取引業者に相談

④売買または賃貸借契約の締結

(契約締結は、⑥事業者選定の後でもかまいません。契約に関して区は介在しません。)

⑤・⑥保育・介護事業者が区の事業所設置者募集に応募、区が選定

⑦保育・介護事業者が施設を整備、運営

⑧一定の条件を満たす施設整備・運営に補助金等

(基準を満たす施設整備・運営には、補助金等の制度が活用できる場合があります。詳しくは、裏面表中の問い合わせ先に御確認ください。)

※ 施設整備に係る補助制度は、介護施設のみ物件所有者も対象になります。

整備可能物件の条件（平成28年度）

① 認可保育所

対象物件	○土地または建物		
規模	○土地 200 m ² 以上、建物 400 m ² 以上		
必要な地域	○北十間川以南の地域 ○北十間川以北で、とうきょうスカイツリー、押上、京成曳舟、東向島、小村井、東あずまの各駅から概ね徒歩10分以内の地域		
建築に関する基準※	避難経路	○二方向避難ができること。（非常口を2か所2方向設置）	
	耐震性能	○建物の場合は、「新耐震基準」または「旧耐震基準でIS値0.7以上かつq値1.0以上もしくはCtuSd値0.3以上」であり、検査済証があること。	
	書類提出	○建築確認申請書、建築確認済証、検査済証が提出可能であること。	
	用途変更	○既存建物で必要な場合、用途変更が確実にできること。	
契約形態	○保育事業者と物件所有者による売買契約または賃貸借契約 ○賃借権または地上権を設定し、これを登記すること。ただし、賃貸借契約において、賃貸借期間が保育施設開設から10年以上である場合は、登記しなくても差し支えない。 ○賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。		
問い合わせ先	墨田区子育て支援課子育て計画担当 電話 03-5608-6084		

※ 建築に関する基準の詳細は、「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」及び東京都「保育所設置認可等事務取扱要綱」「児童福祉施設最低基準の一部改正について」を御確認ください。

② 認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設

	認知症高齢者グループホーム	小規模多機能型居宅介護施設
対象物件	○土地または建物	
規模	○500 m ² 程度の土地面積がある物件	○延べ床面積が300 m ² 程度確保できる物件
必要な地域の町名	○両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋、向島、押上、東向島（四丁目を除く）、京島、文花、立花、八広、東墨田	○両国、千歳、緑、立川、菊川、江東橋、横網、亀沢、石原、本所、東駒形、吾妻橋、向島、押上、文花、立花、八広、東墨田
建築に関する基準	「第6期介護保険事業計画補助金を活用する地域密着型サービス事業候補者の募集について」に記載している各種関係法令、設備基準、運営基準等を遵守いただく必要があります。※墨田区HPに掲載	
契約形態	○介護事業者と物件所有者による売買契約または賃貸借契約 ○物件所有者が建物を整備し、介護事業者に賃貸する場合、賃借権登記が必要。 ○賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であること。	
問い合わせ先	墨田区介護保険課管理・計画担当 電話 03-5608-6924	

●上記は、平成28年6月現在において、整備を検討している物件に関する条件です。

●ご不明な点は、それぞれの「問い合わせ先」までお尋ねください。

情報連絡票

宛先（候補施設に合わせて、いずれかに送付してください。）

認可保育所候補物件	介護施設候補物件
墨田区子育て支援課子育て計画担当 電子メール： KOSODATE@city.sumida.lg.jp ファックス：03-5608-6404	墨田区介護保険課管理・計画担当 電子メール： kaigohoken@city.sumida.lg.jp ファックス：03-5608-6938

物件の種類		土地・建物		
希望する契約形態		売買・賃貸借		
整備可能 または整備希望施設		保育所・介護施設		
物件所在地	地番	墨田区		
	住居表示	墨田区		
物件の概要	土地	地目()	m ²	
	建物	構造		
		築年		
		一部使用の場合	階建て	階部分
		確認	<input type="checkbox"/> 地域、 <input type="checkbox"/> 避難経路、 <input type="checkbox"/> 耐震性能、 <input type="checkbox"/> 書類提出、 <input type="checkbox"/> 用途変更 ※条件を満たす場合 <input checked="" type="checkbox"/>	
物件所有者	住所			
	氏名・法人名			

特記事項（土地・建物の現況、周辺状況、その他条件等）

情報の有効期限		
御連絡先	社名	
	担当	
	電話	
	メール	